

泉大津市自治会連合会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は泉大津市自治会連合会と称し、事務局を泉大津市役所に置く。

(目的)

第2条 本会は各単位自治会の発展と相互間の連帯強化並びに親睦を図り、その他自治会活動の促進と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は泉大津市内の各単位自治会の長をもって組織する。

(加盟)

第4条 連合会への加盟は、市に届出のある自治組織とする。

2 連合会への加盟は総会において承認する。ただし、年度途中の加盟は、理事会で承認後、総会に報告しなければならない。

(事業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 各単位自治会から提出される要望や意見を、市並びに市議会に連絡し市民の声を市政に反映せしめること。
- 2 市並びに市議会から依頼され、この会が必要と認める事項に関し、その広報及び連絡をすること。

- 3 市民の相互扶助と福祉増進並びに親睦を図るため努力すること。
- 4 天災地変等、災害時の連絡、救助、援護等の奉仕活動をする事。
- 5 各地域住民団体や各種機関との連携を図り、市民生活の向上と市の発展に努力すること。
- 6 自治活動振興のための調査研究及び情報提供に関する事。
- 7 その他、第2条の目的を達成するため必要な事業をする事。

(活動の制限)

第6条 本会は政党その他政治団体等の政治活動、並びにこれらの団体等及び特定人物の選挙等に関する政治的な活動については、関与しないものとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 書記 | 1名 |
| (5) 総務 | 1名 |
| (6) 会計監査 | 2名 |
| (7) 理事 | 9名 |

(役員資格)

第8条 役員が単位自治会の長を辞職した場合は、同時に連合会役員を辞したのものとする。ただし、理事を除く役員は任期満了による退任の場合

に限り、役員任期中にあって後任者が選任されるまでの間は資格を有するものとする。

(役員選出)

第9条 役員は、各校区2名とし、その選出は第13条に定める校区協議会で行い、総会に報告するものとする。

2 会長、副会長、会計、書記、総務及び会計監査は第13条に定める理事会において、役員の中から互選し、総会の承認を得るものとする。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 理事を除く役員に欠員が生じた場合は第9条第2項の定めるところにより、原則として次期総会までに選出し、総会の承認を得るものとする。補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

3 理事に欠員が生じた場合、その後任として選任される理事は、次期総会に報告しなければならない。

4 役員は任期終了後も後任者が決まるまで職務を継続する。ただし、第8条に定める単位自治会の長を辞職した場合はこの限りでない。

(役員任務)

第11条 役員任務は次の通りとする。

(1) 会長は本会を代表して会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐して、会長に事故あるとき又は欠けたときは、五役会において副会長のなかから選出された者が、その職務を代行する。

(3) 会計は会計業務を担当し、総会でその結果を報告する。会計に事故

あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(4) 書記は会議を記録し、議事録等の書類を整理保管する。書記に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(5) 会計監査は独立した機関とし、他の役職を兼ねることはできない。会計監査は年1回以上会計を監査し、総会に監査の結果報告をする。

(6) 総務は会議における進行、調整、資料作成等をおこなう。総務に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(7) 理事は総会で決議された事項を執行し、本会の運営を担当する。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は五役会において必要と認めた場合、会長がこれを委嘱する。

3 顧問は会の運営に関する事項について、五役の諮問に応じる。

(会議の種別)

第13条 本会の会議は次の通りとする。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 臨時総会

(4) 校区協議会

(5) 五役会

(総会)

第14条 総会は本会の最高議決機関であって、各単位自治会の長をもって構成し、年1回開催する。会議は会長が召集し、議長には副会長があたる。

(理事会)

第15条 理事会は第7条に定める役員をもって構成し、本会の運営について審議し事業の執行をはかる。会議は会長が召集し議長には副会長があたる。ただし、役員数の3分の1以上から要請がある場合は、開催しなければならない。

2 理事会が決した事項については、総会に報告しなければならない。

(臨時総会)

第16条 会長が必要と認めるとき、又は、各単位自治会長の3分の1以上から要請がある場合は、臨時総会を開催しなければならない。臨時総会の招集及び議長には会長がこれにあたる。

(校区協議会)

第17条 校区協議会は当該小学校区内の単位自治会長をもって構成し、当該校区内での本会の組織を掌握し、その活動並びに運営等に必要なる事業を行う。会議は校区協議会会長が召集し、会議の議長となる。

2 校区協議会に会長1名を置き、連合会理事がこれにあたる。

(五役会)

第18条 五役会は本会の執行機関で、正副会長、会計、書記及び総務で構成し、本会の事業全般について企画立案する。

2 必要に応じ、校区協議会より代表者を五役会の審議に加えることができる。

(議案の提出)

第19条 会議にはかる議案は開会日の7日前までに通告しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(会議の成立並びに議決)

第20条 会議は構成員の過半数の出席がなければ成立しない。議決は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(議事録の作成)

第21条 会議を開催した場合は、議事録(要旨)を作成するものとする。

(会計)

第22条 本会の経費は市からの助成金及び寄付金等をもって充当する。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(専門部会の設置)

第24条 本会の事業を円滑に運営するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会を設置する場合は、総会の承認を必要とする。ただし、年度途中において、やむを得ない事情がある場合は、理事会に諮り設置することができる。その場合、総会において報告しなければならない。

3 専門部会の運営は別に定める専門部会規則による。

(細則)

第25条 この会則に定めのない事項が発生した場合は、その都度総会で定める。本会則のほか必要に応じ、別に定める細則をつくることができる。

(会則の改廃)

第26条 この会則の改廃は、総会において過半数の同意がなければならない。

附 則

(施行期日)

この会則は昭和42年7月6日から実施する。

この会則は昭和48年7月25日から改正実施する。

この会則は昭和60年5月9日から改正実施する。

この会則は昭和62年9月25日から改正実施する。

この会則は平成12年4月1日から改正実施する。

この会則は平成13年5月30日から改正実施する。

この会則は平成17年2月24日から改正実施する。

この会則は平成19年6月4日から改正実施する。

この会則は平成23年5月21日から改正実施する。

この会則は平成25年4月1日から改正実施する。

この会則は平成28年5月21日から改正実施する。

この会則は令和5年6月3日から改正実施する。

(特例措置)

本会則実施に伴う新役員の規定は、別に定める「改正案実施に伴う役員等における特例措置」による。

(校区の読替え)

本自治会連合会内において、当分の間、平成18年4月1日以前の戎校区とある校区は同日以後戎校区東と、同日前の宇多校区とある校区は同日以後戎校区西とそれぞれ読替える。